

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 目的

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を令和6年6月国が創設。

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため。「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備する」ことを目的としている。

2. 実施時期

令和8年4月1日から、全ての自治体で実施。

3. 事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】保育所、認定こども園、子育て支援センター

【利用料金】1時間300円程度（各施設で料金設定）

【利用時間】一人当たり月10時間を上限

4. 経過・今後のスケジュール

8月上旬	町内保育所等の意向調査
12月	条例制定 ①乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準 児童福祉法第34条の16第1項 ②特定乳児等通園支援事業の運営の基準 子ども・子育て支援法第54条の3において 準用する同法第46条第2項
1月～	各町内認定こども園等への説明会実施、認可申請、認可総合支援システム登録
～3月末	確認申請、確認準備、実施に向けて最終調整